

平成30年11月20日

入学試験に関する日本私立医科大学協会からのメッセージ

一般社団法人 日本私立医科大学協会
会 長 寺 野 彰

このたび、一部の医学部の入学試験で不適切な判定があったことが社会的な問題になりました。

全国医学部長病院長会議は「大学医学部入学試験制度に関する規範」を公表しました。日本私立医科大学協会加盟大学（29大学）は、今回のこのような状況を受け、以下のような申し合わせをしました。また、この申し合わせに従って、それぞれの大学が必要であれば、本年度の入学試験の実施に関するメッセージをホームページを介して発信し、入試の公平性を確保し、受験生に安心して受験してもらえるようにしてください。

<日本私立医科大学協会加盟 29大学の申し合わせ事項>

1. 入学試験は合否の基準を明示し、厳格にこれを遵守して行います。
2. 受験生の性別、年齢、受験前の経歴など、一定の属性を合否の条件とはせずに判定します。
3. 特別な枠に関する選抜は、公平性と透明性に十分配慮し、人数、評価方法、評価基準など選抜方法を募集要項に明記して社会的に容認されるようにします。
4. 地域枠に関しては、一般枠と峻別して選抜する等、制度の趣旨に沿った運用をします。
5. 入学試験の評価は、学力試験とともに、医師や医学研究者などにふさわしい資質を面接試験、小論文等で慎重に評価し、総合的に判定いたします。
6. 調査書は、医師としての資質に関する内容（医学を学ぶ意欲、勤勉さ、誠実さ、他者への理解など）を精査して合否判定の参考にします。
7. 医学部入学者選抜に関しては、入学試験委員会が主導的に作業し、合否の判定は入学試験委員会、教授会などの審議を経て発表します。
8. 補欠合格についても、正規合格者と同様の評価方法を用い、総合評価に基づいて順位を守り繰り上げて発表します。

以 上